

名古屋市告示第332号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和7年6月23日

名古屋市長 広 沢 一 郎

| 寄附金を受領する者      | 寄附金を受領する者の<br>所在地  | 備 考                        |
|----------------|--------------------|----------------------------|
| 社会福祉法人よびつ<br>ぎ | 名古屋市南区汐田町7<br>番25号 | 令和7年2月27日以後に個<br>人が支出する寄附金 |

名古屋市財政局税務部税制課